

平成29年8月1日

契約条項等改定のお知らせ

平成29年8月1日以降に東京二十三区清掃一部事務組合と締結する契約において、契約条項等を下記のとおり改定します。

1 改定の対象

全ての契約条項及び請書契約事項を対象とします。

(1 物品 / 2 物品 (単価) / 3 工事 / 4 賃貸借 / 5 賃貸借 (長期) / 6 修繕 / 7 不用品売却 / 8 不用品売却 (単価) / 9 新エネルギー売却 / 10 委託 / 11 設計委託 / 12 監理委託 / 13 印刷 / 14 複写サービス / 15 被服クリーニング / 16 工場建設工事 / 請書契約事項)

2 改定内容

「契約が解除された場合等の違約金」として次の場合を規定します。

- (1) 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になった場合
- (2) 次に掲げるものが契約を解除した場合は、上記に該当する場合とみなす。
 - ・破産法の規定により選任された破産管財人
 - ・会社更生法の規定により選任された管財人
 - ・民事再生法の規定により選任された再生債務者等

問合せ先：東京二十三区清掃一部事務組合
総務部契約管財課契約係
電話：03-6238-0667